

障がい者福祉施設・障害福祉 サービス事業所 における虐待防止に向けて

《令和5年度 障害福祉指導検査事業集団指導資料》

沖繩市 健康福祉部 障がい福祉課
令和5年5月19日（金）



目次

障害者虐待防止のポイント1

○通報義務について・・・p3

障害者虐待防止のポイント2

○虐待防止の責務について・・・p12

障害者虐待防止のポイント3

○小さな出来事への留意・・・p13



障害者虐待防止のポイント1



障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

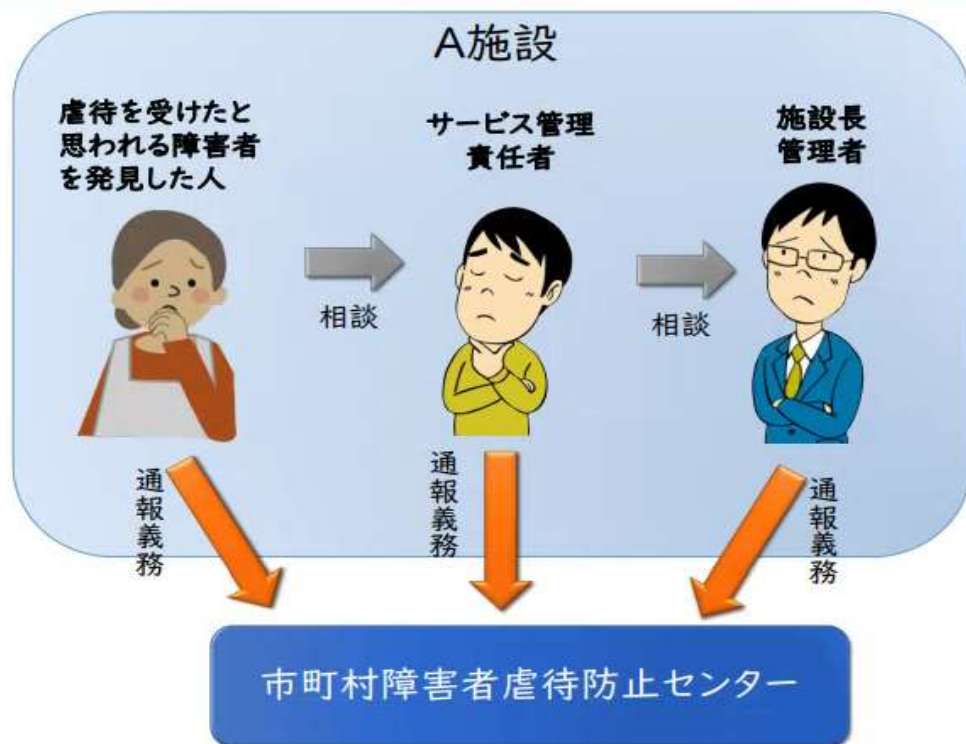
障害者虐待防止法 第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→虐待を受けたのではないかという**疑いをもった場合**、事実の確認ができなくても、法律上、速やかな**通報義務**が生じる。



通報しないで済ませることはできません!!!



・虐待の疑いを感じた職員には通報義務が生じます。

・サービス管理責任者も、職員の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。

・管理者も、職員やサービス管理責任者の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。

注意※

虐待かどうかの判断は、調査を踏まえ市町村が行います。

沖縄市における施設虐待対応事例

※個人情報につき、一部修正を加えています。



事例 Ⅰ

市民からの通報



「ある駐車場で、支援員が児童を怒鳴っていた」と通りがかった住民より虐待防止センターに通報有。

調査を実施

調査の結果、虐待の事実としては確認できなかったが、「不適切な対応の疑いがある」と指導。

⇒虐待に対する住民意識の高まりがうかがえる事例。

事例 2

計画相談員からの通報

A型事業所で支援員から小突かれたので「怖い」という訴えがある。



調査を実施

⇒調査により軽く手を叩かれたことが判明。事業所の人員不足により時間的制約が厳しく、もたついている利用者に対して、早急な作業を促すため圧をかけていたことが虐待の要因であった。

心理的虐待として認定。

事例 3

入所施設の施設長からの通報

トイレ介助の際に、トイレに放置したり、性的虐待の疑いがある。

調査を実施

⇒トイレ介助の際に個室から、利用者の制止するような叫び声があったと複数の職員から証言があり、本人も「いたずら目的だった」と認めた。

性的虐待として認定。

事例 4

入所施設の施設長からの通報

歩行している利用者を支援員が足で制止した疑いがある。

調査を実施

⇒監視カメラを確認し制止した事実確認はできなかったものの、全職員への聞き取り調査から、食事介助時の手荒さやネグレクト、暴言など多くの虐待証言があった。

心理的虐待として認定。

通報時の内容は小さな事案であったが、大きな虐待が隠れている場合があります。

事例 5

入所施設の施設長からの相談

入所者の親族より、お金を貸してほしいと依頼があるので困っている。

調査を実施

⇒親族の依頼に対応するため、施設から親族へ、本人の口座から数回お金を渡している事実があった。

親族であっても、事業者側の判断で入所者のお金を渡してはいけないため事業者側を注意。（養護者は経済的虐待として認定。）

通報は、すべての人を救います。



- ・利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる

障害者虐待防止のポイント2



令和4年度より義務化!

虐待防止の責務

障害者虐待防止法 第15条

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、**障害者福祉施設従事者等の研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその**家族からの苦情の処理の体制の整備**その他の障害者福祉施設従事者等による**障害者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

①従業者への研修実施

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。**(※少なくとも1年に1回は開催する必要がある)**

③虐待の防止等のための責任者の設置

障害者虐待防止のポイント3



支援者は「虐待はエスカレートしていく」という構造を理解し、「小さな出来事」に留意する必要があります。

小さな出来事 事例

○Aさんがなかなか椅子に座ろうとしないので、両肩を押しえつけるように座らせました。その後も立ち上がろうとする度に座らせるようにしました。

POINT⇒ 自分の思いが強い時に虐待は起こりやすい。

○Bさんは、いつも夕食時間を過ぎているのにゆっくり食べています。つい「もう時間ですよ。いらないなら下げますよ」と言ってしまうたり、食事介助のスピードをあげてしまう。

POINT⇒ 時間に厳しすぎる事業所は虐待が起きやすい。柔軟に対応する必要がある。

小さな出来事 事例

OCさんはトイレで1度転倒したことがあったので、それ以降職員がトイレの個室に入って様子を見ています。

POINT⇒「仕方がない」で思考停止になっていないか？代替方法はないか？「安全・健康」が支援のキーワードになっていたら権利や利益が見過ごされやすくなり要注意。

ODさんは、なかなか自分で水分を取られません。熱中症防止のため、定期的に水分を飲ませています。

POINT⇒本人が嫌がらない方法は検討したか？他の職員があげるなど。

小さな出来事 事例

OEさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

POINT⇒ 上から目線で、「～出来ない」と～もらえない」という人権を無視した発言である。

○作業所で働くFさんの書類作成を支援していたのですが、職業欄に「無職」と書いたら、ご本人から「無職じゃない」と言われました。

POINT⇒ 言葉は権利擁護の意識を反映する。本人との関係性は大事。工賃→「給料」。「利用者」というワードも本人の前では言わない。

まとめ



① 各事業所においては、虐待防止委員会と虐待防止責任者を設置し、定期的に従業員への研修を実施する必要があります。

義務です!

② 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、「虐待の疑い」の段階でも通報しましょう。

義務です!

③ 日常の「小さな出来事が虐待に繋がる」ことを理解する必要があります。

ご清聴ありがとうございました

※参考資料・・・

「障がい者虐待防止の理解と対応（厚生労働省）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

令和3年度 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766855.pdf>

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

○通報・相談先

沖縄市役所 障がい福祉課 障がい者虐待防止センター

098-939-7894

Email:skenriyougo@city.okinawa.lg.jp

